

# 運行管理者 旅客編 暗記ノート04 (労働基準法)

PDFデータの販売・再配布等は認めておりません。  
公開されているPDFデータは事前に断りなく移動、修正、公開停止などの措置をとる場合があります。  
本文中の内容については弊社（03-3837-5730）にご連絡ください。  
本文の内容は2020年5月時点の法令によって制作しています。

(制作 2020.5)

## 用語と日数

平均賃金	【3】ヵ月間の賃金の総額÷【3】ヵ月間の総日数
契約期間	一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、【3】年を超える期間について締結してはならない
労働条件の明示	労働条件が事実と相違する場合においては、【即時】解除できる
解雇の予告	【30】日前に予告。しない場合は【30】日分以上の平均賃金を支払う
解雇制限	業務上の負傷、疾病療養休業期間+【30】日間、産前産後休業期間+【30】日間は解雇してはならない
労働時間	1週間について【40】時間を超えてはならない。 1週間の各日については、休憩時間を除き1日について【8】時間を超えてはならない
休憩	労働時間6時間を超える場合、【45】分の休憩を与え、労働時間8時間を超える場合、【1】時間の休憩を与える。
休日	週【1】回（4週間で4日以上休日がある場合を除く）
時間外・休日等の割増賃金	通常賃金の【2】割【5】分以上【5】割以下。ただし、1ヵ月の延長労働時間が【60】時間を超えた場合、その超えた時間に対しては通常賃金の【5】割以上
有給休暇	【6】ヵ月以上継続勤務、【8】割以上出勤⇒【10】労働日の有給休暇

就業規則	常時【10】人以上労働者を使用する場合、就業規則を【作成】
------	-------------------------------

## □拘束時間と運転時間（過去問題からポイントを抜粋）

《一般乗用旅客運送事業者（タクシー）》

■ 1ヵ月の拘束時間	・【299】時間（労使協定がある場合は【322】時間）を超えないこと
■ 1日の拘束時間	・【13】時間を超えないものとし、最大拘束時間【16】時間を超えないこと ・継続【8】時間以上の休息期間を与えること 〔車庫待ち等の運転者〕 ・拘束時間が【18】時間を超える場合は、夜間【4】時間以上の仮眠時間を与えること
■ 2歴日の拘束時間	・ 2歴日の拘束時間が【21】時間を超えないこと ・ 1ヵ月の拘束時間の合計が【262】時間を超えないこと
■ 休日労働	・ 2週間について【1】回を超えないこと

《一般乗合・一般貸切旅客運送事業者（バス）》

■ 1週間あたりの拘束時間	・ 4週間を平均し1週間当たり【65】時間を超えないこと 〔労使協定がある場合（貸切バス・高速バス）〕 ・ 52週間のうち【16】週間までは、4週間を平均し1週間当たり【71.5】時間まで延長できる
■ 1日の拘束時間	・【13】時間を超えないものとし、最大拘束時間【16】時間を超えないこと ・ 15時間を超える回数は、1週間に【2】回以内 ・ 継続【8】時間以上の休息期間を与えること
■ 2日平均の運転時間	・ 2日を平均し1日当たり【9】時間、4週間を平均し1週間当たり【40】時間を超えないこと 〔労使協定がある場合（貸切バス・高速バス）〕 ・ 52週間のうち【16】週間までは、4週間を平均し1週間当たり【44】時間まで延長できる（ただし、52週間の運転時間が【2,080】時間を超えない範囲内）

■連続運転時間

- ・【4】時間運転毎に【30】分の休憩（1回連続【10】分以上かつ、合計【30】分以上の運転中断が必要）

■休日労働

- ・2週間について【1】回を超えないこと

■延長時間の協定に係る一定期間

- ・【2】週間以上及び【1】ヵ月以上【3】ヵ月以内